

2021年2月22日

## 「未利用口座管理手数料」の新設および自動解約の導入のお知らせ

このたび、当金庫では、令和3年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に「未利用口座管理手数料」を導入します。あわせて、対象口座の残高が未利用口座手数料に満たない場合、自動解約となる取扱いを実施致します。

この手数料は、令和3年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座は、対象となることはありません。

未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定を改定いたします。

### 1. 目的

- 当該口座の再活用によるお取引の再開をお願いしたいこと
- 長期間未利用の口座が不正利用されるなど、お客さまの被害防止のため、ご解約をお勧めすること

### 2. 未利用口座管理手数料について

対象口座	令和3年（西暦 2021 年）4月1日以降に開設された普通預金のうち、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れ・払戻し・口座振替等のご利用がない口座が対象となります。 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・預金残高が1万円以上の普通預金口座</li><li>・当金庫（本支店を含みます）で、お借入残高が1円以上</li><li>・当金庫（本支店を含みます）で、他の預かり金融資産（通知預金・定期預金・定期積金・積立定期・債券・投資信託・保険等）のお取引、または当金庫の出資のお取扱いがある。</li><li>・口座名義人の年齢が20歳未満</li></ul>
手数料金額	<b>1年あたり1,320円（税込み）</b>
未利用口座に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・本手数料の対象口座となった場合、お客さまのお届けご住所等に「ご案内」を送付します。（「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）</li><li>・通知後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合は、本手数料を当該口座から引落しいたします。</li><li>・残高不足により未利用口座管理手数料の引落しができなかった場合、ご預金残高全額を当該手数料の一部として引落し、この口座を自動的に解約させていただきます。ただし、カードローン契約口座など一部の口座は、解約しない場合があります。</li><li>・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</li></ul>

※盗難、紛失などによりご利用を停止中の口座も対象となります。また、通帳ご記帳や店頭お申出等では口座利用とはみなしません。

### 3. 改定する規定（規定改定予定日 令和3年（西暦 2021 年）4月1日）

- 普通預金規定（決済用普通預金「無利息型」を含む）

改定の内容は次頁をご参照ください。

当金庫は、今後もより一層お客さまのサービス向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 普通預金規定改定の新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>15.（解約等）</p> <p>（1）この口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>（2）省略</p> <p>（3）省略</p> <p>（4）省略</p> <p>（5）省略</p>	<p>15.（解約等）</p> <p>（1）この口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証）して通帳とともに提出してください。</p> <p>（2）前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>（3）第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</p> <p>（4）省略</p> <p>（5）省略</p> <p>（6）省略</p> <p>（7）省略</p>
<p>新設</p> <p>19.（規定の適用）</p> <p>20.（規定の変更）</p> <p>はそれぞれ</p> <p>20.（規定の適用）</p> <p>21.（規定の変更）</p> <p>のとおり、下にずらす。</p>	<p>19.（未利用口座管理手数料）</p> <p>（1）令和3年（西暦2021年）4月1日以降に開設したこの預金口座は、当金庫が定める預金残高に達しておらず、一定期間、決算利息以外の利息の預入れまたは払戻しがない場合など、当金庫が別に定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。</p> <p>（2）未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>（3）この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落としします。</p> <p>（4）未利用口座管理手数料の引落としに際し、残高不足等により、引落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく、当金庫所定の方法により解約することができるものとします。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途いただくことはありません。</p> <p>（5）一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約した口座の再利用には応じられません。</p>

注1：19（1）に定める一定期間は、2年とします。

注2：19（2）に定める未利用口座管理手数料の額は、1年あたり1,320円（税込み）とします。

注3：19（4）に定める当金庫所定の（解約の）方法は、預金者の届出等なしに自動的に解約する扱いとします。

以上